

## お知らせ 賃借料を伴うご契約について 初めて農地中間管理機構をご利用の皆様へ

平素より農地中間管理事業にご理解ご協力いただきお礼申し上げます。

初めて農地中間管理機構(以下「機構」という。)により、賃借料を伴うご契約を結ばれた皆様にお知らせです。

賃借料は後払いです。毎年 11 月中旬にその年の契約期間分の金額のお支払い通知・請求書がお手元に届きます。署名又は記名押印してご提出いただいたご契約内容に則っております。

耕作者様におかれましては、何卒ご理解いただき、請求書の通りにお振込みいただきますようお願いいたします。なお、振込手数料は耕作者様負担になります。

地権者様におかれましては、お支払い通知通りにお振込みいたしますので、ご了承ください。

機構とのご契約以前（下記例の対象外期間）の、地権者様・耕作者様間でのご契約(従来のご契約)期間に関する金銭の授受は、ご本人様同士でのご精算をお願いいたします。

既に地権者様・耕作者様間で、機構とのご契約期間を含む本年分賃借料のお受け取り・お支払いがお済みでも、機構からお支払い通知・請求書が届きます。耕作者様から機構へお振込み、機構から地権者様へお振込みという新たな契約に切り替わっておりますことをご承知おきください。

### 【例 ご契約開始日が 5 月、ご契約期間が 5 年間の場合】

◎ 初年 ※この場合、4月までの賃借料はご本人様同士でのご精算をお願いいたします。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
対象外期間				機構とのご契約期間							
				年間賃料の 12 分の 8							

◎ 2 年目以降 ※ご契約書の通りに賃借料 1 年分をお支払い・請求いたします。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
機構とのご契約期間											
賃借料 1 年分											

◎ 最終年 ※ご契約を更新する場合は、ご契約の満了の年まで 1 年分お支払い・ご請求いたします。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
機構とのご契約期間				対象外期間							
年間賃料の 12 分の 4											